

動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案（飼養管理基準に係るもの）に対する意見の募集（パブリックコメント）の集計結果

1. 実施期間

令和 8 年 2 月 12 日（木）～令和 8 年 3 月 13 日（金）

2. 意見提出数

意見提出数	延べ意見数
341	959

※ 延べ意見数は、提出された 1 つの意見の文章の中に複数の意見が含まれる場合に、分割して集計した数となっている。

3. 事項別の意見集計結果

提出された意見については、対象事項別に意見概要とその理由を整理し、主な意見の種類別に整理。対象事項別の意見の種類数は以下のとおり。

事項	主な意見の種類数
1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項	15
2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項	1
3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項	14
4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項	5
5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項	16
6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項	7
7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項	36
8. その他の意見（動物愛護行政全般に対するもの等）	28

4. 提出された意見の傾向

■基準に賛成する意見

(意見の例)

- ・犬猫以外の哺乳類も基準の具体化を進めることに賛同する

■基準の強化や追加を求める意見

(意見の例)

- ・飼養管理基準について種別に更に具体化すること
- ・ケージ等の規模をより大きくすること
- ・ケージ等の構造や素材を犬猫同様の基準とすること
- ・健康診断や疾病の際の対応、獣医師の関与規定をより厳格化すること
- ・展示時間の制限を強化すること
- ・輸送時の状態確認等の規制を強化すること
- ・繁殖のための診断等を厳格化すること
- ・動物との接触の制限を強化すること

■基準の緩和等を求める意見

(意見の例)

- ・ケージ等の規模について、基準値を定めないこと
- ・展示時間について動物種に応じて柔軟な基準とすること

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項(1号関係)

No.	意見概要	意見理由	意見に対する回答案
●ケージサイズ			
1	犬猫以外の哺乳類各種についても飼養施設のケージの広さに関する具体的な基準を設けるべきである。	「犬猫以外の哺乳類」の基準ではあるが、具体的に例示されているのがウサギとハムスターとモルモットだけなのが疑問。フェレットやチンチラなど習性がかなり異なる種の例示もあったほうが良いと考える。	動物取扱業の中で取扱の多い種などを中心に例示を行っているところ。御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2	ケージ基準はシンプルで分かりやすい数値や表現にすべき。	・頭胴長の二乗などケージサイズ等の計算基準が複雑。うさぎやハムスターは大きさがほぼ同じなので、何倍などではなく、サイズを決めればよいのではないかと。 ・ケージ等の基準における数値設定について、「1.7倍」「2乗の1.5倍」といった細かい数値は行政による監視等の際に速やかな計算が困難であるため、犬猫を含め、より分かりやすい数値に改めるべきである。 ・ケージの規模に関する基準の表現(体長の何倍という表現)が分かりにくいいため、メートル等の具体的な単位に修正すべきである。	うさぎやハムスターにおいても犬猫と同様に品種によって大小様々であるため一律のサイズとすることは困難です。運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で頭胴長に応じた必要スペースの早見表等を用いてわかりやすく整理していきたいと考えております。
3	ケージ基準は環境省案よりもさらに広い基準にすべき。	・ケージの想定規模は、動物の行動様式から見て狭すぎる。 ・展示が行われる場合は、身動きが出来るだけの狭いスペースではなく、案よりさらに広さが必要。今回の案では、強いストレスを感じる。 ・動物の習性に合った自然な姿勢や動作(立ち上がる、横たわる、羽ばたく、回転する、全身を伸ばす等)を他の物にぶつからずに容易に行える十分な広さ及び空間を確保し、主たる活動時間内は常時、その種類と習性にとって重要な行動が取れる、十分かつできる限り広い運動スペースを確保すべきである。	動物の健康・安全の保持及び生活環境の保全上の支障の防止等の観点から諸外国において用いられている数値基準等、科学的根拠が示されており、かつ、正当な異議が生じないと考えられる基準を踏まえて、有識者による検討や関係者へのヒアリング等を経て具体化したものであり、基準案は適当なものと考えております。 また、うさぎについては、上記の観点等に加え生態観察調査の実施結果も踏まえ基準案を作成しているところ。
4	複数個体を同一ケージ等で飼育・展示する場合、個体数分の広さを確保する旨を明確に追記することを求める。	現状の書き方では分かりにくい。	基準案では、複数個体の飼養の場合も個々の動物の状態を踏まえたスペースとして規定しております。 また、現行の規定においても第2条第7号ホにおいて「ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする」としています。 その上で、一部の種についてはより具体化するため、今後の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等で早見表等を用いて複数個体に必要な広さ等について整理していきたいと考えております。
5	改正案のケージ基準は過剰である。一般的な飼育ケージでの販売・繁殖が難しくなるため、ケージサイズ基準を見直すべき。	・店舗、ブリードルームで上記の広さを確保するのは多大な費用が必要となり、動物で生業を営む業者は廃業に追い込まれ兼ねない。 ・コストが上がりペットショップが減り民間で「うっかり」増えてしまった個体の闇取引が増えるのではないかと。もしくは海外からの輸入がメインになり、輸入により長距離輸送など動物にとって良くない状況が増えると考えられる。ホイールなどで運動量を確保したり、ケージの壁面につけるステップなどを増設したりすることで、もっと緩和できるのではないかと。適切な環境整備は必要だと思いますが、規制強化によって動物福祉に反する行為が行われるようにならない改正を望む。 ・うさぎもその他の哺乳類と同じく自然な姿勢で立つ横たわる体を広げるなどのケージ管理が出来ていれば問題は無い。広いケージに入れて、捕まえられなくなるほうがお手入れや医療を行うことができずに問題である。 ・現行の飼養管理基準案よりも、動物の福祉のためには個体別の管理を促進すべきである。	動物の健康・安全の保持及び生活環境の保全上の支障の防止等の観点から諸外国において用いられている数値基準等、科学的根拠が示されており、かつ、正当な異議が生じないと考えられる基準を踏まえて、有識者による検討や関係者へのヒアリング等を経て具体化したものであり、基準案は適当なものと考えております。
6	哺乳類の習性上必要な回し車や隠れ家などの遊具・設備を設置することを考慮	例えばハムスターのケージ規模に関する現行の省令案は、ジャンガリアンハムスターの場合でも非常に狭く、十分な活動空間を確保できないため、不十分であ	基準案においてハムスターに適用される規定は運動できるスペースを考慮した広さとしております。

	すると、現在の基準案のケージサイズでは十分なスペースが確保できず、より大きな規模が必要。	る。小さすぎる現行基準では、行政が不適切な飼養を行う店舗を指導する際、「省令に抵触していない」と言い訳され、適切な指導・取り締まりが困難になる懸念がある。	また、基準案において、1頭当たりのスペースに係る基準に加え「個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うことができるものとする」としております。
●構造・素材			
7	犬猫基準の「金網の禁止」をその他の哺乳類にも適用すべき。	現行省令第2条第1号ロ(4)の条文全体は、犬猫に限らず、すべての動物に必要であるため。金網の床材は犬猫以外の動物においても、脚を傷つけたり、病変を起こしたり、負担をかける原因となっており、犬猫以外の動物についても金網の使用は禁止すべきである。よって、「肉球」も削除すべき(必ずしも肉球があるわけではない)。	
8	金網の床材使用禁止をうさぎにも適用する。犬猫のみに限り床材の金網使用禁止ではなく、うさぎにもケージ等及び訓練場、運動スペースでの金網使用を全面禁止。且つ、木製のこの使用も禁止すべき。また、犬猫のように肉球が傷まないように管理されている場合を除くという例外を作らず、全面的に金網の使用を禁止すべき。 ※モルモット、ハムスターでも類似の意見	金網は、うさぎの足の裏に面ではなく線で圧がかかるため、足の裏に皮膚病(ソアホック)ができる原因になる。また、運動スペースでの床材の金網利用はあり得ず、運動を妨げ、アニマルウェルフェアに反する。 また、木製のこは、トイレ以外でも糞尿するうさぎもいることや、水をこぼしたりする場合、なかなか乾かなかつたりするため、皮膚炎の原因になるため、利用すべきではない。ケージに入れる場合は、樹脂性スノコの使用が望ましい。その上に藁を敷き詰め、こまめに交換することが適正な飼養になる床材である。	運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で、ケージ等について動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とする観点から、床材に金網を使う場合は、クッションやマットなど金網に触れずに休息が可能な場所を確保することについて整理していきたいと考えております。
9	うさぎの飼育環境において、トイレや水受けなどの設備をうさぎが齧ってしまうことへの対策、齧ってボロボロになったアイテムを使い続けられないこと、およびプラスチックなどの誤飲につながる可能性のある素材の使用を避けるなどの環境管理を徹底すべきである。	—	運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で使用を避けるべき素材等について整理していきたいと考えておりますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
10	施設の構造について、錆や割れに関する規定は削除が望ましい。	ケージの構造も、当該動物が逸走、病気やケガの問題がなければ錆、割れは問題ないと思われるがどうか。げっ歯類はケージをかじるためどうしても塗装剥げからの錆が出る。ケージの錆などは、劣化とともに発生するものであり、動物に對して、多少の錆などは、健康上の問題も考えにくい。	適切な補修が行われている場合は、当該規定の「錆、割れ、破れ等の破損」があるとはみなされないと考えております。 運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で具体的な考え方について整理していきたいと考えております。
●設備の管理			
11	清潔に関する規定について、臭気だけでなく菌などの要素も対象とし、具体的な清掃回数(例: 1日2回以上)や方法を詳細に定めるべき。清掃の義務化に加えて、定期的なアスペルギルス菌等の検査義務化、および清掃しやすい施設設計の義務化を検討すべき。	不適切な清掃がアスペルギルス症等の原因となる事例があるため。	清掃の回数については第2条第1号ハにおいて既に「ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること」と規定されています。 その他御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

●その他			
12	「飼養期間が長期間にわたる」という曖昧な表現を使わず、具体的な数値を提示すべき。	・曖昧な表現では、規制が機能しないのではないか。 ・具体的な数値で示されない場合、業者の都合の良ように「適当」と判断され、基準が形骸化する恐れがあるため。 ・指導しても業者が従わない可能性が高い。	長期間の飼養が行われることが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業は長期間にわたる場合に該当すると考えております。 運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で基本的な考え方について整理していきたいと考えております。
13	飼養施設基準の例外規定である「一時的な保管」の定義が不明確であり、長時間拘束状態を正当化する解釈が生じる可能性があるため、「概ね半日以内」といった客観的な時間基準を設けるべきである。	「一時的」という抽象語は解釈のばらつきを生じさせ、長時間拘束状態を正当化のおそれがある。	運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で基本的な考え方について整理していきたいと考えております。
14	ケージ等の最低面積基準は短時間利用を前提とする下限値であることを明確に制度化し、当該面積における連続滞在時間の上限を設定すべきである。上限を超える場合や反復利用が行われる場合には、より広範な上位基準(推奨面積)を適用する旨を明示すべきである。	・応用動物福祉科学の観点から、動物の福祉評価においては種特有の自然行動の発現機会が基本指標とされており、空間制限と滞在時間の相互作用が異常行動の主要因となる。動物の福祉負荷は、空間的制約、滞在時間、利用頻度、回復時間といった複数の要素の相互作用により形成されるため、最低面積基準のみでの福祉評価は科学的合理性を欠く。最低面積基準は短時間利用を前提とする下限値であり、長時間拘束を正当化する水準ではない。 ・利用頻度と回復時間も福祉負荷の構成要素である。反復利用により累積的ストレスが発生する可能性。単回前提の最低基準では反復利用時の負荷を適切に評価できない。各種研究により、一定時間でストレス反応が顕著に増加する閾値が存在。空間制約・滞在時間・回復時間の相互作用が福祉負荷を形成する。連続利用時間の制御が必要であることが科学的に示されている。	基準案において、飼養期間が長期間にわたる場合はより一層の広さ及び空間を有する必要があると規定しており、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で基本的な考え方について整理していきたいと考えております。
15	うさぎについて、繁殖可能性が生じる生後3ヶ月前までに個別ケージに分けるべき。性別判定が獣医師でも難しいので、性別にケージに分けるのではなく、個別にケージに分けるべき。	生後3ヶ月から性別を分けずに一緒にしていると販売後の飼い主宅で生後4ヶ月目のメスうさぎがいきなり出産する事例がある。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項(2号関係)

No.	意見の概要	主な意見理由	回答案
1	犬猫以外の動物についても、従業者の員数に関する具体的な基準を設けるべき。	犬猫以外の哺乳類における飼養管理人員について、一律の数値基準を設けない方針では、事業者の判断に委ねられることで、適切な飼養管理や動物福祉の確保が不十分となる懸念がある。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項(3号関係)

No.	意見の概要	主な意見理由	意見に対する回答案
●温度等			
1	動物種ごとの温度基準等について別表等で明確に規定すべき、具体的な設備を記載すべき。	現状、不適切な温度管理が行われている事例があるため、より厳格な規則が必要である。	運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で一部の種は飼養に適した温度の目安について整理していきたいと考えております。
2	「動物の健康に支障が出るおそれがある状態」を具体化すべき。	曖昧な表現では適切な温度管理の基準が明確にならず、動物の健康を確実に守ることができないため。	運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で動物の健康に支障が出るおそれがある状態の考え方について整理していきたいと考えております。
3	「健康に支障が生じるおそれがないよう」という注意喚起に留めるべきであり、温度計設置義務を刑事罰の構成要件とすることは不適切ではないか。	屋外で飼養管理される動物(例: 馬)に対し、屋外に温度・湿度計の設置を義務付けることに意味があるのか疑問であり、極めて広範囲になる上に、刑事罰適用を考えると懸念が多い。今回の省令案全体を通して、義務化された内容が刑事罰の対象となることに対し、強い不安を感じるため、義務化するならば、その説明責任は重大である。	動物の適正な飼養管理を行うため最低限必要な設備等を規定したものです。 屋外であっても温度管理等は動物の健康を保つ上で重要と考えており、基準案は妥当なものと考えております。
4	温度・湿度管理において、広い屋外展示場では複数の温度・湿度計の設置を義務付けるべき。	適切な環境把握を可能とするため。	運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で適切な計測方法について整理していきたいと考えております。
5	動物の健康維持のため、高温時および寒冷時の屋外展示場における温度管理規制を強化するべき。また動物が冷暖房の効いた屋内へ自由に移動できる環境や、寒さを避けられる場所・保温アイテムの設置を義務付けるべきである。	日本の酷暑や寒さを考慮すると、客観的に見て動物が苦しむような状況を避けるため、他国より厳しい規制も検討すべきである。	御意見を踏まえ、移動展示等における野外での飼養環境も規定の対象となるよう次のとおり修正します。 「飼養施設等」 また、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で飼養施設等に係る考え方について整理していきたいと考えております。 その他御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
6	乗用馬の運動時の健康管理のため、特に夏場において、運動時の気温、湿度、稼働時間の上限を設け、食事時間途中の運動は避けるべきである。	—	運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で目安となる気温等について整理していきたいと考えております。 その他御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
7	動物を用いた夏期の炎天下での野外イベントを禁止すべき。	—	運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で移動先での環境の管理に関する考え方を整理していきたいと考えております。
8	動物の飼養環境管理について、適切な温度、明るさ、換気、湿度等を確保するための具体的な設備(空調、保温器具、ライト、ミスト等)の例を省令に追記すべきである。	具体的な設備の例を示すことで、動物取扱業者がより適切に対応しやすくなるため。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
9	温度・湿度などの飼育環境を定期的に記録し保存する仕組みを導入すべき。	仕組みを導入することで、環境管理の実効性を高め、監督の際の確認にも役立ち、実効性が上がると考える。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
●その他(臭い、騒音、日長変化)			
10	うさぎの販売場など消臭目的で使用されていると思われる香り付きの消臭剤が人間にとっても強いと感じられる場合があるため、動物の健康と周辺環境に配慮した適切な環境管理を求める。	消臭剤の使用が不適切だと、動物の健康や周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があるため。	基準案では、臭気等によって犬猫以外の哺乳類の飼養環境を損なわないよう清潔にすることを規定しておりますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
11	うさぎの飼養環境において、「音の環境」についても配慮する記述を追加することを希望する。	高音域に敏感な性質から他の動物の鳴き声によるストレスが懸念されるため。	基準案では、動物の生理、生態、習性等に適した騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境管理を行うことを義務付けており、ご

			指摘の音の環境の観点も含まれた基準案になっていると考えておりますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
12	ペットショップにおける動物展示周辺の音量について、動物へのストレス軽減のため、適正な基準を設ける必要があると考える。	音量が適切でないと、動物にストレスを与え、適切な飼養環境が確保されないため。	基準案では、動物の生理、生態、習性等に適した騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境管理を行うことを義務付けており、ご指摘の観点も含まれた基準案になっていると考えておりますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
13	動物の飼養環境における光環境管理について、生物種の生理及び生態に応じて適した光環境の管理・日長変化の環境整備を義務付けるべきである。また、繁殖管理や健康管理を目的として光環境を調整する場合には、獣医師や専門家からの指導の下で実施することを追記すべきである。	動物愛護法の対象はペットや家畜等の愛玩動物のみならず、動物園や水族館で飼養される展示動物も含まれる。これらも含めて対象となる生物種は非常に多様であり、画一的な基準を設けることは慎重に検討されるべきと考える。一方で、動物福祉及び安全管理の観点から段階的な基準整備を進めることが望ましい野生種も存在する。	御意見の趣旨である日長変化を含む光環境の管理は基準案において哺乳類も対象となっております。その他御意見は今後の参考とさせていただきます。
14	光環境の管理義務は、うさぎやハムスターなどの動物種によって健康を害する可能性があるため、適温・湿度・清潔を保つことの義務付けに留めるべき。	うさぎやハムスターなど自然光の下、特に夏場は、10分もすれば死亡する場合がある。そのため、誤認を避けるためにも、適温・湿度・清潔を保つことの義務づけに留めておくべきである。	運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で動物の生理、生態や習性を考慮した管理を行うことについて整理していきたいと考えております。

4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項(4号関係)

No.	意見の概要	主な意見理由	意見に対する回答案
1	疾病等に係る獣医師の診療について「必要に応じて」「特別の事情があるときを除き」という抽象的表現を削除すべき／不明瞭であり具体化が必要。	・例外規定は診療放棄の抜け穴になるため。 ・独自の判断で処置を済ませ、獣医師の診断を受けさせずに動物を死なせる動物取扱業者が存在するため。 ・動物の健康や安全の保持に関わる事項において、例外を認めるべきではないと考えるため。 ・例外規定を設けると獣医師への相談・診察が行われない可能性があり、動物に適切な治療が確保されなくなるため。 ・健康状態が悪化している動物に対する措置からの言い逃れを許す可能性があるため。 ・どのような事情であっても、最低限獣医師への相談は必要である。	疾病や障害の状態等に応じて必要な処置が異なると考えられること等、実態を踏まえた基準案としております。
2	獣医師による診療を義務付ける理由の根拠が不明瞭であり義務付けるのは「行き過ぎ」ではないか。	獣医師には専門性や知見・経験の差が大きく、誤診の危険性もあるため、飼養管理者の判断や対応で十分なケースも多いはずであり、獣医師への診療義務化が刑事罰に繋がるのは乱暴な制度だと感じる。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
3	犬猫以外の哺乳類を取り扱う業者に対し、適切に診療できる、かかりつけ獣医師の確保に努める旨を省令に明記することを要望する。	・診療できる獣医師や飼育情報が少ないため ・健康診断は全ての動物の福祉に関わる当然の措置であり、犬猫のみに限定する合理的理由がないため。	状態悪化時等の適切な対応のための、かかりつけ獣医の確保の重要性については、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
4	1年以上継続して飼養又は保管する動物の年1回以上の獣医師の健康診断について、犬猫同様に義務化すべき。(その結果の保存含め)		
5	第2条第4号イについて、「目視又は導入」を「目視及び導入」に変更すべき。	目視だけ、もしくは聴き取った情報だけで判断はできないため。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項(5号関係)

No.	意見の概要	主な意見理由	回答案
●輸送後の目視観察			
1	イベント会場など普段飼養・保管に使用しない施設への動物輸送についても、輸送後の動物の状態目視を義務付けるべき。	- 輸送によって動物に外傷やストレス反応が生じている可能性があるため、到着後に状態確認を行う必要があるから。 - イベント会場は常設施設と異なり飼養環境が不安定であるため、健康状態の急変リスクが高いから。 - 普段と異なる環境に置かれることで体調不良や行動異常が現れやすいため、早期発見が重要であるから。	イベント会場での滞在時間が長くなることで動物の負担になると考えられるため、その時間をなるべく短くし、日常的に飼養している施設に戻ってから2日間の健康観察をすることが重要と考えております。また、イベント会場での滞在時間においても平時の健康管理を行うことが他の基準において規定されています。
2	輸送後の目視観察は2日間ではなく2週間とすべき。	- 輸送によるストレスや体調変化は遅れて顕在化することがあるため、短期間では把握できない可能性があるから。 - 感染症の潜伏期間が数日以上に及ぶ場合があるため、2日間では不十分であるから。 - 長期的な摂食・排泄・行動変化を確認しないと健康影響を正確に評価できないため。	長期的に生じる状態の悪化等については、「4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項」において、適切な診断や処置を行うこととなりますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
3	輸送後の観察項目について、現行案「下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなもの」に加え、「異常行動、通常と異なる摂食や摂水行動、疲労の状態」も追加して観察すべき。	- 外形的異常だけでは軽度の不調や慢性的ストレスを見逃すおそれがあるから。 - 異常行動や摂食量の変化は健康状態悪化の初期兆候であるため、重要な観察指標であるから。 - 疲労やストレスは見た目には現れにくいから、行動・生理変化も含めて総合的に評価する必要があるから。	動物の状態悪化時については、「4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項」において、適切な診断や処置を行うこととなりますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
●輸送における動物の搬送方法、健康管理			
4	動物の輸送頻度を可能な限り抑制し、計画的な輸送実施を義務付けるべき。	- 頻繁な輸送は動物に継続的なストレスを与え、健康や行動に悪影響を及ぼすため。 - 輸送のたびに環境変化が生じ、適応負荷が蓄積するため。 - 計画的に輸送することで動物の負担軽減と事故防止が可能となるから。	現行規定において、動物の疲労等を軽減するため輸送時間はできる限り短くし、必要に応じて休憩または運動のための時間を確保することが定められています。また、今回の基準案において、イベント会場等の外部の飼養施設から連続した外部施設への輸送を禁止する規定としております。
5	動物輸送におけるガイドラインを設ける等、輸送前、輸送中、輸送後の動物の取扱における規制を具体化すべき。	- 現行規定が抽象的であり、現場ごとの運用にばらつきが生じているため。 - 輸送前・中・後の各段階で適切な管理を統一的に確保する必要がある。 - 科学的根拠に基づく具体的基準がないと適切な評価・指導が困難。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
6	輸送中の動物の安全性を確保するため、管理体制や設備設置、異常時の対応等を明確に義務化すべき。	- 輸送中に事故や体調急変が発生した場合に迅速な対応が必要のため。 - 適切な設備(保温・換気・固定装置等)がなければ外傷や熱中症等のリスクが高まるから。 - 責任体制を明確にしないと事故発生時の対応が遅れる可能性があるから。	現行規定において、輸送に係る必要な体制の確保や空調設備の設置など輸送方法に係る基準を規定しているところですが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
7	輸送前後の麻酔を制限する規定を設けるべき。(繁殖目的の輸送等)	- 麻酔は呼吸抑制や循環不全などのリスクがあり、安全性に問題があるため。 - 輸送ストレスと麻酔の生理的負担が重なることで死亡リスクが高まるため。 - 安易な鎮静目的の使用は動物福祉の観点から不適切だと考えるため。	麻酔処置については、獣医師等により動物の状態等に応じて実施されるものと認識しておりますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
8	老齢動物の繁殖目的での移動は禁止すべき。	- 老齢個体は体力や免疫力が低下しており、輸送負担に耐えられない場合があるから。 - 繁殖自体が生体への負担となるため、福祉上不適切である場合が多いから。 - 健康リスクが高く、死亡や重篤な合併症につながる可能性があるから。	現行規定において、現行規定において、販売、貸出し、譲渡を行う場合は、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を供することとしています。御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

9	移動販売や移動動物園を禁止もしくは規制強化すべき。	・短期間での移動と展示を繰り返すことにより動物の福祉が著しく損なわれやすいから。 ・仮施設では適切な温湿度管理や衛生管理が困難な場合が多いから。 ・不特定多数との接触機会が多く、感染症や事故のリスクが高いから。	御意見は環境省令への委任の範囲を超えるものであると考えております。 一方で、移動先での温度や湿度の管理の徹底は重要であることから、御意見の趣旨も踏まえ、「3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項」において、移動展示等における野外での飼養環境も規定の対象となるよう次のとおり修正します。 「飼養施設等」
●展示時間			
10	展示可能時間を原案(12時間)より短くすべき、時間帯も原案(8時～22時)ではなく、犬猫同様の8時～20時とすべき。	・長時間の展示は休息不足を招き、動物のストレスが増大するため。 ・継続的な人の視線や接触により心理的負担が蓄積するため。 ・夜間帯までの展示は生体リズムを乱し健康に悪影響を及ぼすため。	時間帯については、夏季などに、動物の負担を軽減するために、夕方から夜にかけて展示をすること等も考えられることから現在の基準案としておりますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
11	展示6時間毎の休憩では少なすぎる、4時間毎にすべき。	・6時間連続展示では疲労が蓄積しやすいから。 ・より短い間隔で休息を確保することにより、ストレス軽減につながるから。 ・個体差や環境条件によっては早期に休息が必要となるため。	6時間展示した後に休憩を義務づけるのではなく、6時間以上休憩なしで展示をしてはいけないという趣旨の規定としております。
12	習性に応じて動物種毎に展示時間を分けるべき(夜行性、薄明薄暮性)	・夜行性や薄明薄暮性動物は昼間活動が生理的に不自然であるため。 ・種ごとの行動リズムを無視すると慢性的なストレスや健康障害が生じるため。 ・生態に応じた展示が教育的にも適切だと考えるため。	基準案において、展示時間は「原則として、午前8時から午後10時」としており、動物の生理、生態等の習性を踏まえた上で、獣医師の診察により動物の健康状態に支障をきたさないことを確認できるなど特別な場合にはこの限りではないとしております。具体的な考え方については、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
13	夏の暑い時期は、朝8時以前も展示できるようにすべき(乗馬等)。夏場の涼しい8時以前の接触を「特別な事情」に該当する旨、記載すべき。	・高温環境では日中の展示が熱中症リスクとなるため。 ・早朝の方が動物の負担が軽減されるため。 ・動物福祉の観点から柔軟な運用が必要であるため。	運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
14	例外規定の夜間展示についてはガイドライン等で基準を明確化すべき。	・例外規定が曖昧な場合、不適切な夜間展示が行われるおそれがある。 ・明確な基準がなければ行政指導や監督が困難であるため。 ・動物種ごとの適否判断が必要であるため。	運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
15	動物園においては展示時間の規制は設けるべきではない。	・動物園では種ごとに適切な管理が既に行われているため、一律規制は不要である。 ・観覧時間の制限が教育・展示機能の低下につながるため。 ・現場の専門的判断を尊重すべきである。	展示における動物の健康や安全等に配慮するという基本的な考え方のもと、有識者による検討や関係者へのヒアリング等を経て、基本的な展示時間を具体化したものであり、基準案は適当なものであると考えております。
●展示方法			
16	展示される動物に対し、本来の形態や習性を損なう施術、着色、拘束等を行わないことを、新たな展示に関する基準として明記すべき。	・動物本来の形態を変える行為は福祉の観点から不適切。 ・着色や過度な装飾は動物の健康や皮膚に悪影響を与える可能性がある。 ・拘束は行動制限やストレスの原因となる。 ・人の娯楽目的で動物の自然な行動を歪めるべきではない。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項(6号関係)

No.	意見の概要	主な意見理由	回答案
1	哺乳類においても繁殖に係る年齢、回数等の制限を設けるべき。	・繁殖に関する規制の強化として、利益優先の過度な繁殖を防止するため。 ・犬猫以外の哺乳類も過度な繁殖により母体に深刻な負担がかかることは科学的に明らかである。 ・うさぎは性周期が短いという特性や母体の安全、過剰な繁殖防止の観点から、年間の繁殖回数や限界年齢などについて犬猫よりも厳格な基準が必要。	動物種の生理・生態により必要な対応は異なると考えられ、繁殖の年齢や回数について、一律に定めることは困難と考えております。 その上で、繁殖時の獣医師の診療や獣医師等からの助言について、犬猫以外の哺乳類についても規定するものとしており、御意見の趣旨も含まれた基準になっていると考えております。
2	「繁殖に適さない個体」という表現を具体化すべき。	・表現が曖昧であり、その具体的な定義や判断基準について、妊娠・出産に伴う健康リスクや遺伝性疾患のリスクを考慮した詳細な記載がよい。	御意見を踏まえ、今後の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
3	繁殖に係る獣医師等の診療や助言に係る規定における「必要に応じて」という文言について、判断基準を明確化すべき。(例：初回繁殖時の診療義務化、一定回数以上の繁殖時の診断義務化、繁殖個体への定期的健康診断の明確化など)	・常に獣医師の専門的な意見や診療を求めることが動物の健康管理の基本であり、「例外」規定は逃げ道となり得るため。 ・繁殖は動物の健康及び福祉に直接影響する行為であり、業として行う場合には繁殖適性の確認が不可欠であるにもかかわらず、繁殖前の健康評価が制度として担保されていない。遺伝性疾患や身体的問題を有する個体が繁殖に用いられる場合、母体及び出生個体の健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。 ・エキゾチックアニマル(日本に元々生息していない種)は、日本の生態系破壊や密輸・搾取の問題に繋がる可能性があり、動物園のような血統管理ができない一般家庭や販売・展示業者は繁殖させるべきではない。事業者には、繁殖させた動物の一頭ごとのトレーサビリティを明確にする義務と責任を負わせるべきである。	動物種毎の生理・生態や動物の状態等に応じて必要な対応が異なると考えられますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
4	帝王切開を獣医師が行うことが明記されていたが、獣医師法で定める動物種以外にも含まれているため、獣医師の負担が大きすぎるのではないかと。	いわゆるエキゾチックアニマルに対する診療については知識に乏しい獣医師も多いが、この規定と獣医師法第19条(診療及び診断書等の交付の義務)により、獣医師への負担が非常に重たいものになる可能性がある。	帝王切開は高度な医療行為であることから、獣医師の関与が重要と考えておりますが、関係法令との整合性の観点及び御意見等も踏まえ、次のとおり修正します(現行規定のとおりとする)。 「販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせる」
5	帝王切開時に麻酔を義務付けるべき。	—	帝王切開は高度な獣医療行為であることから、繁殖時の獣医師による診療等に基づき、適切な処置が必要なものと認識しております。
6	動物の採精を行う際、安全を確保するための具体的なマニュアルを策定すべき。	・短時間での複数回にわたる採精は、動物虐待に当たるのではないかと。 ・種の保存のための繁殖で安易に麻酔を使つての採精で死亡が起きているため。	動物種の生理・生態や動物の状態等により必要な対応は異なると考えられ、一律に定めることは困難と考えますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
7	遺伝的疾患の多い品種の繁殖については、科学的根拠に基づく規制を検討すべき。	—	現行規定においても、遺伝性疾患の問題を生じさせるおそれのある動物を繁殖に供すること等を禁止すること等を規定していますが、犬猫も含め遺伝性疾患に対する考え方や品種の多様性、人の動物への関わり方については、今後、幅広い視点から国民的な議論を進めていく必要があると考えております。

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項(7号関係)

No.	意見の概要	主な意見理由	回答案
●動物への接触方法			
1	接触に関する規定を強化すべき。 (正当な理由なく顧客等に動物を接触させるべきではない。動物とのふれあいの一律禁止。ふれあいは動物園のみに限定。動物カフェを禁止すべき等)	・不特定多数との接触により、動物に過度なストレスが継続的に生じるため。 ・接触機会の増加により、咬傷等の事故発生リスクが高まるため。 ・収益目的の運用により、動物福祉への配慮が後退する傾向があるため。 ・動物が接触を回避できず、休息や逃避行動が阻害されるため。	動物との接触の在り方については、動物の健康及び安全の保持並びに利用者の安全確保の観点から配慮が必要であると考えており、顧客が動物と接触する際の職員数や、動物が自ら避難できる場所の確保などの規定を追加する基準案となっております。その他御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
2	動物の生態や特性に配慮し、展示に関する詳細な規制を設けるべき。 (例:野生由来・行動範囲の広い種の展示禁止、夜行性動物の昼間展示禁止、ふれあいカフェでの接触時間・人数制限と休息時間確保、一律ではなく動物種毎の具体的な規制と柔軟な運用)	・動物種ごとに行動範囲や活動時間が大きく異なるため、一律規制では適切な管理が困難であるため。 ・夜行性動物を昼間展示することは、生体リズムを乱し慢性的なストレスを生じさせるため。 ・野生由来種は広い空間や特定の環境条件を必要とする場合が多く、展示環境が不適切となるため。 ・科学的知見に基づいた個別規制がなければ、福祉確保が不十分となるため。	動物種ごとに生理、生態及び習性等が異なるため、一律に詳細な規定を設けることは困難であると考えておりますが、その他御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
3	ふれあい(接触)に用いる動物種等を制限すべき。 (過度に幼齢な動物、高齢動物、野生種の動物など)	・幼齢動物は免疫機能が未熟で感染症に罹患しやすいため。 ・高齢動物は身体機能が低下しており、接触による負担が大きい。 ・野生種は人への馴化が不十分であり、事故や強いストレスの原因となるため。	動物との接触により過度なストレスが生じるおそれのある個体等については接触に供さないことが重要であると考えております。過度に幼齢な個体については基準案において制限することとしておりますが、その他御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
4	野生動物を触れ合いに用いる際は、より厳格な基準等を設けるべき。また必要に応じた馴化措置を講じることが義務化すべき。	・十分な馴化が行われていない場合に、攻撃行動や逃走行動が生じる可能性があるため。 ・野生動物は人との接触自体が強いストレス要因となるため。 ・適切な管理基準がなければ、事故発生および逸走のリスクが高まるため。	野生由来の動物についても、その生理、生態及び習性を踏まえた適切な管理が行われるべきものと考えております。基準案では、動物と顧客との接触時に求められる職員の確保や、接触に用いられる動物が休息可能な場所の確保、接触方法に関する顧客の理解状況の確認、接触前後の手指等の消毒等の基準を新たに具体化しており、御意見の趣旨は含まれていると考えております。また、現行規定においても、野生由来の動物を展示もしくは販売する際には、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じることとしております。
5	動物への接触には、当該動物種の生理生態や人との関わりに関する問題点等についての十分な教育と指導計画の策定を義務付けるべき。	・利用者が適切な接触方法を理解していない場合に、動物への負担が増大するため。 ・動物のストレスサインを認識できないことにより、問題行動の見逃しが生じるため。 ・飼養者の管理責任を明確化し、事故防止につなげる必要があるため。	基準案では、動物と顧客との接触時に求められる職員の確保や、接触に用いられる動物が休息可能な場所の確保、接触方法に関する顧客の理解状況の確認、接触前後の手指等の消毒等の基準を新たに具体化しております。その他御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
6	ふれあい展示の監視員については、動物の種類やエリアごとに頭数も考慮し、具体的な規定を設けるべき。	・監視員の不足により、不適切な接触が放置される可能性があるため。 ・動物種や展示環境によって、必要な管理強度が異なるため。 ・異常発生時に迅速な対応を行う体制を確保する必要があるため。	監視体制は動物種や接触の形態に応じて適切に確保される必要があると考えております。必要な人数の考え方については、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。

7	「動物が顧客等との接触を避けることができる場所」の要件を具体化すべき。	- 動物が人との接触を回避できない状態が継続すると、慢性的ストレスが発生するため。 - 自発的な休息や逃避行動が確保されなければ、福祉が損なわれるため。	動物が顧客等との接触を避けることができる場所を確保することは重要であり、その具体的な考え方については、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
8	動物と人との感染症のリスクに応じた具体的な運用基準を設けるべき。	- 人獣共通感染症の拡大を防止する必要があるため。 - 接触環境では感染経路が多様化し、リスク管理が重要となるため。 - 適切な衛生管理基準がなければ、社会的影響が大きくなるため。	人と動物の共通感染症への対応は重要な課題と認識しており、基準案においても、人と動物の共通感染症にかかることのないように対応することとしておりますが、御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
9	家畜伝染病等の感染症発生地域では、感染リスクのある種や顧客と接触する恐れのあるイベント・展示を禁止することを義務付けるべき。	- 家畜伝染病等は、接触を通じて拡散する可能性があるため。 - 地域全体の畜産業や公衆衛生に重大な影響を及ぼすため。	御意見は環境省令への委任の範囲を超えるものであると考えております。
10	顧客等との接触等(共通感染症)の規定については、保護団体の譲渡活動への影響を考慮したバランスの取れた運用基準を検討すべき。	- 譲渡活動では、適度な接触が必要不可欠であるため。 - 過度な規制が、保護活動の実施を困難にするおそれがあるため。 - 公益性と動物福祉の両立を図る必要があるため。	動物の健康及び安全の保持と譲渡活動の円滑な実施の両立は重要であると考えており、御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
11	「顧客との接触で過度なストレスがかかるおそれのある動物」という判断基準は曖昧なため、ストレスを受けやすい動物を具体的に指定すべき。	- 現行表現では、判断が主観的となり運用にばらつきが生じるため。 - ストレスを受けやすい種や個体を明確にすることで、適切な管理が可能となるため。	動物種や個体差により状況が異なると考えられることから一律に定めることは困難と考えておりますが、御指摘の判断基準の具体化については、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
12	厳格な基準により、イベント等での動物とのふれあい機会が制限され、国民が動物に触れる楽しみが損なわれる可能性があるのでは。(規制緩和)	- 動物とのふれあいは、情操教育に資する価値があるため。 - 過度な規制により、観光や関連産業への影響が生じるため。 - 適切な管理の下であれば、接触機会を維持することが可能であるため。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
●健康及び安全が損なわれるおそれのある状態			
13	「健康状態」の定義に身体だけでなく「心」の状態も含まれるよう、「心身の健康状態」と明記すべき。恐怖、ストレス等が生じる行為も禁止事項として追加すべき。	- 動物の福祉は身体的健康のみならず、心理的状态も含めて評価する必要があるため。 - 恐怖やストレスが慢性的に継続すると、行動異常や免疫低下を引き起こすため。 - 外形的異常がなくても精神的苦痛が生じている場合があるため、適切な保護が必要であるため。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
14	適切な馬装・道具の使用方法、馬体の定期的な確認・ケア体制に関する基準またはガイドラインの明確化を求める	- 不適切な馬装の使用により、外傷や慢性疼痛が生じる可能性があるため。 - 定期的な健康確認がなければ、障害や疾患の見逃しにつながるため。 - 管理基準が不明確であると、事業者間で取扱いにばらつきが生じるため。	適切な器具の使用や状態確認は重要と考えており、外傷等が生じやすい器具等については、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
●複数・単数飼養、捕食・被捕食動物の近接展示			
15	社会性のある動物(群れを形成する習性を持つ動物)は長期単独飼育を原則禁止とし、やむを得ない場合でも期間制限や代替的な社会刺激措置を義務付けるべき。	- 群れで生活する動物は単独飼育により強い社会的ストレスを受けるため。 - 社会的相互作用が欠如すると異常行動や健康悪化が生じるため。 - 適切な社会刺激がなければ本来の行動発現が阻害されるため。	動物種の生理、生態及び習性に応じた飼養管理が重要であると考えておりますが、一律の基準化については慎重な検討が必要であり、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
16	単独飼育されている動物(特にゾウ)は、直ちに別の場所へ移送すべき。	- 長期単独飼育は慢性的なストレス状態を引き起こすため。 - 他個体と適切に接触できる環境へ移すことで、福祉改善が期待できるため。	それぞれ個別の飼養状況や動物の状態等を踏まえて、適切に判断されるべきものと考えております。
17	「過度な闘争」の「過度」が不明瞭なため具体化すべき。	- 定義が曖昧であると現場での判断にばらつきが生じるため。 - 明確な基準がなければ適切な指導や規制が困難であるため。	動物種や個体ごとに状況が異なるため一律に定めることは困難ですが、御指摘の過度な闘争等の基本的な考え方について

			は、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
●訓練方法			
18	動物による演芸や訓練を一律禁止にすべき。	・演芸は動物に本来の習性に反する行動を強制するため。 ・訓練過程で身体的または心理的な負担が生じる可能性があるため。	御意見は環境省令への委任の範囲を超えるものであると考えております。
19	「心理的に過度に負担を与える行為等」は曖昧な表現であり誤解を招くため、削除すべきである。(規制の緩和)	・表現が曖昧であり解釈の幅が大きく運用に混乱を招くため。 ・科学的に明確な基準がないまま規制することは適切でないため。	動物の健康及び安全の保持の観点から心理的負担への配慮は重要であると考えております。具体的な考え方や行為の例については、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
20	「心理的に過度の負担を与える行為」に、野生本来の習性に反する動作(サーカス・芸)および威圧的な支配を伴う訓練を明記し禁止すべき。	・野生本来の行動に反する動作を強制することは、強いストレスを生じさせるため。 ・威圧的な支配に基づく訓練は、長期的な行動異常の原因となるため。	心理的に過度の負担を与える行為として、野生本来の習性に係る基準を一律に規定することは、動物の生理・生態や飼養状態等に応じて適切な対応が異なることを踏まえ、困難と考えております。 なお、「心理的に過度の負担を与える行為」の具体的な考え方や行為の例については、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
21	動物に不適切な行為を明記すべき。 (外傷だけでなく内出血等を含める、着衣禁止、身体拘束禁止、人が動物に乗る行為の禁止、首を吊る行為の禁止)	・内出血など外見から確認しにくい損傷も福祉に重大な影響を与えるため。 ・着衣や身体拘束は行動の自由を制限しストレスの原因となるため。 ・首吊り等の行為は重大な苦痛や事故につながる危険性が高いため。	御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
22	演芸・訓練等に関する規定の対象に「貸出業者」を追加すべき。	・CMや写真撮影に係る貸出業者が対象外である場合に規制の抜け穴となるため。 ・動物の使用形態にかかわらず一貫した規制が必要であるため。	御意見も踏まえ、以下のとおり修正します。 「貸出業者、展示業者及び訓練業者にあつては」
●接触・譲渡しの時間帯、夜間営業			
23	夜間の営業は一律禁止にすべき。	・夜間営業は動物の休息時間を阻害し生体リズムを乱すため。 ・睡眠不足が継続することで健康状態の悪化につながるため。	基準案では、夜間に動物の休息が妨げられないよう配慮することとしており、御意見の趣旨を踏まえた基準としています。
24	夜間の引き渡しや販売について、規定を設けるべきではない。(規制緩和)	・一律規制は現場の実態に適合しない場合があるため。 ・適切な管理がなされていれば夜間対応も可能であるため。	特別な事情がある場合の考え方については、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
25	展示や販売の時間は生態毎の特性(夜行性等)を加味すべき。	・夜行性等の特性を無視すると生理機能に悪影響を及ぼすため。 ・種ごとの活動時間に合わせることでストレス軽減につながるため。	動物の生理、生態及び習性等を踏まえた対応は重要であり、夜間に行うことが適当である場合その他特別な事情については、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
●餌の種類			
26	うさぎの健康維持に必要な新鮮な牧草と適切な量の水が常に供給されるべきである。	・うさぎは繊維質の高い牧草を継続的に摂取することで消化管の正常な蠕動運動を維持する必要があるため、常時新鮮な牧草の供給が不可欠である。 ・うさぎの歯は生涯伸び続ける性質を有するため、牧草を常時摂取させることで歯の過長や咬合不全を防止する必要がある。	うさぎへの牧草及び給水に関する考え方については、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
27	吸水容器に苔やバイオフィルムが発生しないよう、清潔な水の常時提供と飲水環境の衛生管理を徹底することを求める。	・不衛生な水環境は細菌繁殖を招き感染症リスクを高めるため。 ・常時清潔な飲水を確保することが健康維持に不可欠であるため。	基準案において、清潔な給水の確保について規定しており、御意見の趣旨は踏まえたものとなっております。

28	モルモットの歯と消化管の健康維持のため、イネ科の牧草(チモシー等)を常時自由に摂取できる環境を確保する給餌管理の徹底を求める。	・歯の摩耗および消化管機能の維持に適した食餌が必要であるため。 ・高繊維の牧草は疾病予防に寄与するため。	動物種の生理及び習性に応じた給餌管理は重要であり、具体的な内容については、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えております。
●その他(社会化、給水時間、運動時間)			
29	幼齢動物等の社会化について、犬猫と同様の基準を設けるべき。	・幼齢期の適切な社会化が行われないと問題行動が発現するため。 ・人や他個体への適応能力を高めるため早期対応が必要であるため。	現行規定においても、社会化を必要とする動物種については犬猫に限定しているものではありませんが、御指摘の内容も踏まえ、社会化が必要とされる動物については、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で、整理していきたいと考えております。
30	給水義務の例外を「手術前等の特別な事情がある場合」といった獣医学的処置に限定し、「一時的」などの曖昧な表現は削除すべき。	・給水制限は脱水や健康障害を引き起こすため。 ・例外を限定しないと恣意的運用が行われる可能性があるため。	一時的に保管する等特別な事情がある場合については、獣医療行為等の場合を想定しており、運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で、整理していきたいと考えております。
31	現行省令第2条第7号レ(必要に応じて運動時間を設ける規定)は削除し、運動が困難なケージ飼育自体を禁止すべき。	・運動不足は筋力低下や肥満等の健康問題を引き起こすため。 ・行動制限によりストレスや異常行動が生じるため。	御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
32	販売時に販売者及び購入者の身分証の提示を義務化すべき。販売される動物の履歴情報として、捕獲された動物については捕獲者の氏名または名称および所在地を明記すべき、現行省令第2条第7号フ(5)における「生産地」の表記を「生産者」に修正すべき。	・不正取引や違法捕獲の防止につながるため。 ・流通経路を明確化することでトレーサビリティが確保されるため。	御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
33	展示や触れ合いの禁止事項に、「動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのある行為」を追加すべき。	・誤った理解を与える展示は教育的な悪影響を及ぼすため。 ・動物の本来の生態に関する正確な理解を阻害するため。	御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
34	現在の基準の、野生由来の動物を業に供する場合についての部分に、飼養が限定的であるべき旨の規定を追加すべき。	・野生個体の利用は生態系への影響や個体負担が大きいため。 ・飼養に適さない種の使用が福祉侵害につながるため。	御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
35	販売、展示及び貸出に供する動物は、離乳等を終えて成体と同様の餌を自力で食べられる状態であるべき。	・離乳前の個体は自力摂食が困難で健康リスクが高いため。 ・成長過程における発達異常を防止する必要があるため。	基準案において、販売や貸出にあたっては飼養環境の変化等に十分な耐性を備えた動物を取り扱うこととしており、御意見の趣旨は含まれているものと考えております。
36	動物を殺処分する際は、獣医師の診断を義務化し、獣医師の立会いで実施すべき。	・医学的判断に基づく適正な処置が必要であるため。 ・苦痛を最小限に抑える方法で実施する必要があるため。 ・第三者の関与により手続の適正性を担保できるため。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

8. その他(その他動物愛護行政全般及び省令全般への主な御意見)

No.	意見の概要
-	- 今後規制対象を広げるのであれば、動物福祉上の配慮の違いや用途の違いから、「愛玩動物」「家畜」「野生動物」と目的や用途に応じグループ分けし、それぞれに基準を設けるべき。 - 動物種ごとに基準が不公平で牛、馬、豚などの経済動物の虐待を容認する形になっている。国内繁殖を厳しく規制すると非人道的な輸入を助長するため、優良な国内繁殖を守る制度が必要である。また、農水省の飼養管理基準との不整合により制度が複雑化しすぎている。 - 本改正案の対象である「犬猫以外の哺乳類」に実験に供される全ての動物が含まれるべきである。 「犬猫以外の哺乳類」に畜産動物(牛、豚、鶏、羊、山羊、馬等)を明示的に含めるべきである。 「移動」時も管理基準の対象に含めるべき。 - 動物福祉を最優先とした、生体販売のあり方(生体販売の廃止、販売に供する個体の流通の透明化等)や商業繁殖のあり方(繁殖事業者に対する監査体制や資格制度の強化、年齢制限等)に関する抜本的な見直しを求める。 - 動物展示施設において、飼養スペースが狭く運動機会が提供されていないことやストレスによる異常行動、足を拘束され身動きできない、触り放題であるなど不適切な飼養環境がある。また、動物福祉の基本的な概念である「5つの自由」を満たしておらず、動物の福祉・尊厳が著しく損なわれている。 - 動物による客引き、ふれあい展示、アニマルカフェ、イルカショー、サーカス、猿回し、動物園でのパフォーマンスは禁止すべき。 - 展示施設における動物(イルカ)の飼育環境を改善すべき。 - イベント形式のエキゾチックアニマル販売会や移動販売についても、常設店舗と同等以上の飼養環境基準を適用すること。 - 高齢動物の展示、販売、貸出を原則禁止すべき。 - 第二種動物取扱業者に対しても、第一種動物取扱業者と同様の基準を適用すべきである。「努めること」となっている箇所は義務とすべき。 「休憩」「回避スペース」「過度な」「特別な事情を除き」「適切な広さ」「長時間」「適度な温度管理」といった解釈の幅が広い曖昧な表現をできる限り排除し、具体的な数値で示し、実効性のある基準にすべき。 - 動物園等において、麻酔を伴う医療処置、繁殖関連処置、長距離移動など動物に大きな負担を伴う行為については、その実施目的、リスク評価、代替手段の検討などを整理し、より具体的な管理ルールを明確にすべき。 「その他軽微な改正」の内容について、具体的な改正内容を明記するよう求める。 - 哺乳類の基準を具体化することには賛成だが、家畜化されたとは言えないエキゾチックアニマル、野生動物種(ハリネズミ、フクロモモンガ、テグー、小型の霊長類等)については、将来的な飼育禁止等の規制強化や、省令解説書においてペットとしての飼育を推奨しない旨を明示すべきである。 - 動物の飼養はホワイトリスト制度を導入すべき。また、飼養管理の容易さ、国内流通量、希少性、適切な獣医療へのアクセス等を鑑みていくつかのランクを設定し、それに応じて飼育種数の届け出、定期的な講習会等の受講、マイクロチップの埋め込み等を義務付けるべきである。 - ハムスターにも多種があり、飼養管理基準を一括するべきではない。 - 学校飼育動物についても不適切な飼養管理が行われないよう、展示業に準じた基準を設けるべき。 - 冷暖房が困難な学校での小動物飼育、外来生物の無制限な輸入、遺伝的多様性を失った絶滅危惧種の繁殖、不適切なゾウの飼育(孤独、拷問を伴う調教)、老齢動物の不適切な移動を禁止し、罰則を設けるべき。 - 飼養する動物の原産国や野生での生活環境に近づけるよう、環境、食事、気候、温度などを考慮した管理を行うべきである。 - 行政の指導監督体制や罰則を強化し制度の実効性を担保すべき。 - 単に規制を強化するだけでなく、規制を遵守した事業者が損をすることなく、優良事業者が報われる仕組みとすべき。また、規制により影響を受けた事業者の生活基盤を支援するべき。

	・ 一般の飼い主にも動物取扱に関する研修の義務付けや、購入者の本人確認、屋外排泄管理の厳格化、ドッグトレーナー等の定期的な派遣を導入すべき。 ・ 従業員の専門知識向上のため、ブリーダーの有資格者を配置すること、動物取扱責任者および輸送責任者に対し、動物福祉、行動学、人獣共通感染症（ズーノーシス）、IATALLAR、輸送・繁殖・緊急対応、記録管理に関する研修を必修とし、その更新制度を明記すべきである。また、購入者へ適切に情報提供することを義務化すべきである。 ・ 動物の命と安全を守るための安全確保に必要な設備投資や獣医師帯同費用について、業界がコストを惜しまない基本姿勢を持つだけでなく、国が動物愛護の観点から助成措置を講じるべきである。 ・ 動物にとって危険性の高い商品については、販売の規制または停止を検討すべきである。 ・ 動物の逸走に備え、マニュアル作成、訓練等の措置を講じることを省令に明記すべきである。
--	---